

遺言書のできる相続対策 ～遺留分制度の概要と遺言書の有無による取扱いの差異～ その2

今回から「遺言書のできる相続対策」をシリーズで解説することとしています。今回は、遺留分制度の概要と遺言書の有無による取扱いの差異について解説します。

1. 遺留分制度の概要

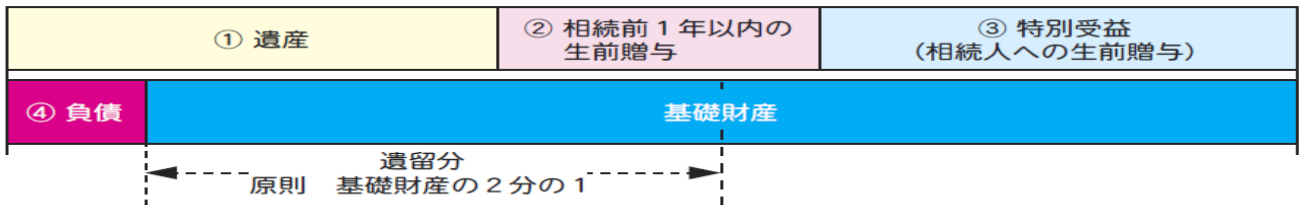
遺言書があればその遺言書どおり遺産が分割されるかということ、必ずしもその遺志どおりに遺産が承継されるとは限りません。これは遺留分制度が設けられているからです。

遺留分とは、被相続人の一定の近親者のために法律上留保しなければならない相続財産中の一定の割合をいいます。

被相続人が遺留分を侵害する贈与や遺贈をしても、それが当然に無効になるわけではありません。遺留分の侵害があった場合には、遺留分権利者などに遺留分侵害額を請求できる権利を付与しています。

【遺留分算定の基礎となる財産の価額】

● 遺留分権利者が配偶者や子などである場合の遺留分の計算の図表



【遺留分の額の計算】 遺留分算定の基礎となる財産の価額×総体的遺留分の割合×個別的遺留分の割合

【遺留分割合：民法1042条】

法定相続人	総体的遺留分	法定相続分	個別的遺留分
配偶者と子1人	1/2	配偶者 1/2・子 1/2	配偶者 1/4・子 1/4
配偶者と子2人	1/2	配偶者 1/2・子 1/4 ずつ	配偶者 1/4・子 1/8 ずつ
配偶者と親(父母)	1/2	配偶者 2/3・親 1/3	配偶者 1/3・親 1/6 (父母で 1/12 ずつ)
親(父母)のみ	1/3	父母で 1/2 ずつ	父母 1/3 (父母で 1/6 ずつ)
配偶者と兄弟姉妹	1/2	配偶者 3/4・兄弟姉妹 1/4	配偶者 1/2 (兄弟姉妹には遺留分が認められていないため、配偶者の遺留分は総体的遺留分と同額となる)

2. 相続人に対する生前贈与がある場合に遺言書の有無による取扱いの差異

【設例】

1. 被相続人 父(令和5年3月死亡) 2. 相続人 長男・長女

3. 相続財産と遺言書

遺言書において、その他の財産2億円は、長男12,000万円、長女8,000万円相続させるとしている。

4. その他 父は平成20年に長男へ自社株1億円(相続開始時の時価3億円)を相続時精算課税によって贈与している

5. 相続税の計算

(単位：万円)

	遺言書がある場合		遺言書がない場合(法定相続分により遺産分割)	
	長男	長女(※1・2)	長男(※3)	長女
その他の財産	12,000	8,000	0	20,000
相続時精算課税財産	10,000	—	10,000	—
課税価格	22,000	8,000	10,000	20,000
相続税の総額	6,920		6,920	
各人の算出税額	5,075	1,845	2,307	4,613

(※1) 相続開始10年より前の特別受益については、遺留分算定基礎財産には加算されない

(※2) 遺留分侵害額の判定・・・2億円×1/2×1/2=5,000万円≤8,000万円 侵害額なし

(※3) 長男の相続分・・・みなし遺産価額(2億円+3億円)×1/2=25,000万円⇒25,000万円-3億円=△5,000万円 ∴0円

法定相続分によって相続することになると、長女は父から相続することができる財産額は2億円となり、長男の相続分はない(超過特別受益者は最初から相続分がないものとされます(民法903②)) こととなります。(文責：山本和義)